両替機専用カードご利用規定

埼玉縣信用金庫

1．（両替機専用カードの発行）
当金庫が発行する両替機専用カード（以下「専用カード」という）は、当金庫がご利用者に貸与するものです。

2．（専用カードの利用）
（1）両替機のカード挿入口に専用カードを挿入し、両替操作をしてください。
（2）１回あたりの両替できる数量は当金庫が定めた範囲内とします。
（3）ご利用時間は、当金庫営業日の午前９時から午後３時までです。
（4）両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口に専用カードをご提示下さい。専用カード利用手数料でお取扱いいたします。
（5）専用カードは、発行店の両替機のみ使用できます。
（6）紛失等の理由により専用カードを再発行した場合、旧カードは使用できなくなります。

3．（利用手数料）
（1）両替を行う前にご利用者が両替機に専用カードを挿入し、前払いで両替手数料のご入金（以下「チャージ」という）が必要になります。
（2）両替の際、お取扱枚数に応じてチャージ残高から当金庫所定の手数料が減算されます。
（3）上記方法によらない場合は、当金庫で定める方法により当金庫所定の手数料をいただきます。
（4）手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。

4．（専用カードの紛失・盗難等）
（1）専用カードを紛失・盗難または損傷したときは、直ちにカード発行店にお届けください。なお、専用カードの紛失・盗難・損傷届け出後、２ヶ月以内に再発行の申込みが行われない場合、再発行を希望しないものとして、解約扱いとさせていただきます。あらかじめご了承願います。
（2）専用カードの再発行に際しては、当金庫所定の手数料をいただきます。
（3）チャージ残額は、当金庫所定の方法により届出いただく「指定口座」へ入金します。当金庫に保管している記録またはご利用履歴の記録に基づいた金額とします。

5．（専用カードの譲渡・転貸等の禁止）
専用カードは他人に譲渡・転貸または質入れすることはできません。

6．（利用期間）
専用カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとします。ご利用者または当金庫からの解約の申出がない限り、契約期間は１年継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

7．（換金）
チャージ残額は、第４項および第８項を除き、払い戻しはできません。

8．（解約）
（1）ご利用者、または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。
（2）以下の場合、当金庫の都合により解約いたします。
・ご利用者が専用カードを譲渡・転貸・質入れ等不正に使用した場合
・利用手数料のお支払いがない場合
・その他、相当の事由がある場合
（3）解約の際は、専用カードをご返却いただきます。
（4）チャージ残額は、当金庫所定の方法により届出いただく「指定口座」へ入金します。当金庫に保管している記録またはご利用履歴の記録に基づいた金額とします。

9．(規定の変更等)
（1）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の方法で公表することにより変更できるものとします
（2）前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上
(2025 年 4 月 1 日現在)